

「路上喫煙禁止地区」の新たな指定（「堂島公園の一部及び周辺地域（御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺地域の拡大）」）について（案）

1 これまでの取組み

- 平成17年度～ 路上喫煙対策事業開始
環境事業局、健康福祉局、危機管理室、消防局（当時）の4局共同で、新たに道路などの公共の場における喫煙マナーの向上に向けた普及啓発活動を実施
- 平成19年4月1日 『路上喫煙の防止に関する条例』施行
- 平成19年6月28日 路上喫煙対策委員会「路上喫煙禁止地区の指定について」（答申）

【大阪市路上喫煙対策委員会答申】

- 周囲の市民等に迷惑や危険を及ぼす状況が多く生じると想定される地域
- 通行者数が比較的多い地域
- 大阪を代表する地域で、啓発効果・PR効果の高い地域
- 明確性を確保できる地域

- 平成19年7月4日 「路上喫煙禁止地区」指定
御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺を指定
- 平成19年10月1日 「路上喫煙禁止地区」における過料（1,000円）徴収開始
- 平成20年度～ 「たばこ市民マナー向上エリア制度」開始
地域の市民・事業者等が主体となり、自主的に路上喫煙の防止活動に取り組んでいただき、その活動に、本市が支援や協働し、地域社会におけるマナー意識を高め安心、安全で快適なまちづくりを進める全国初の取組み
- 平成25年6月11日 路上喫煙対策委員会『路上喫煙禁止地区にかかる考え方について』（答申）

【大阪市路上喫煙対策委員会答申】

- 駅周辺や通行者数が比較的多い地域、PR・抑止効果などとともに、区の意見を踏まえ総合的に判断されたい。
- 禁止地区の区域（範囲）については、禁止地区の明確性を確保するという考え方を基本的に検討・調整されたい。

- 平成27年2月1日 都島区京橋地域を禁止地区指定、過料徴収開始
- 平成31年2月1日 中央区戎橋筋・心斎橋筋地域を禁止地区指定、過料徴収開始
- 令和2年2月1日 北区JR大阪駅・阪急大阪梅田駅周辺地域、天王寺区・阿倍野区天王寺駅周辺地域を禁止地区指定、過料徴収開始
- 令和3年4月1日 中央区長堀通り地域、こども本の森中之島周辺地域を禁止地区指定、過料徴収開始

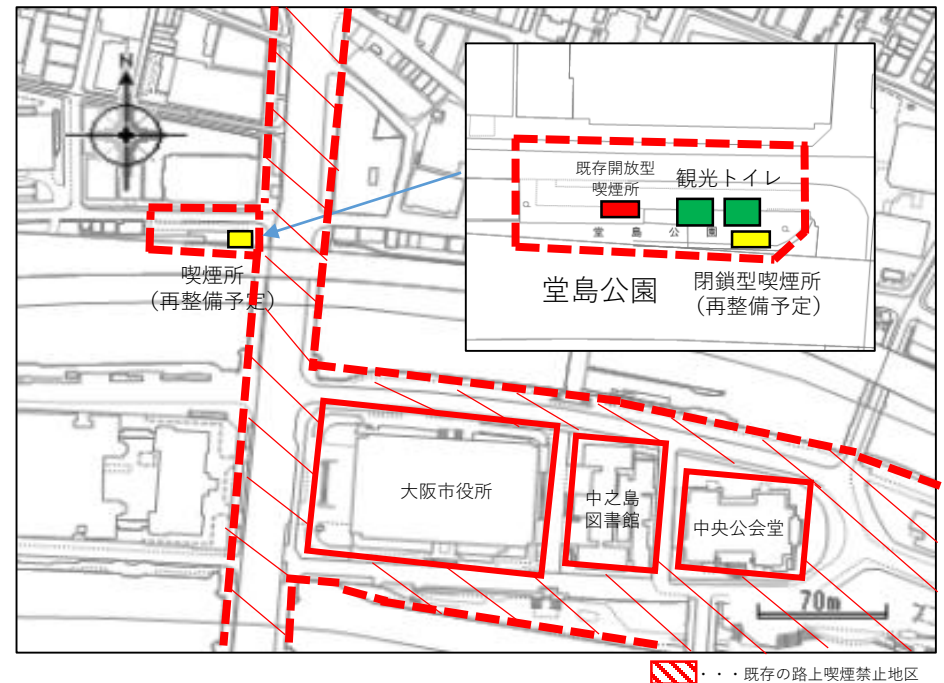
2 「路上喫煙禁止地区」の指定に係る手続き

- ①区長が路上喫煙禁止地区を選定
 - ・ 地元、関係団体への説明及び調整
 - ・ 「区政会議」などに諮り、区民・事業者の意見をとりまとめる
- ②大阪市路上喫煙対策委員会の開催（関係局：環境局・健康局・危機管理室・消防局・当該区役所）
 - ・ 「路上喫煙禁止地区」の新たな指定について（諮問）
- ③パブリックコメントの実施・集約
- ④「路上喫煙禁止地区」の新たな指定について答申後、告示
- ⑤路上喫煙禁止地区指定（過料徴収）

3 「路上喫煙禁止地区」の新たな指定について（案）の考え方

- ・ 近年、大阪には国内外から多くの観光客が訪れており、2025年(令和7年)日本国際博覧会の大阪・関西での開催など、今後ますます大阪への来訪者の増加が見込まれる中、国際観光都市大阪のさらなるイメージアップを図るため、路上喫煙対策は非常に重要な課題となっている。
 - ・ 堂島公園には、本年9月に国内外からの観光客向けの観光トイレが整備された。
 - ・ また、令和6年には船着き場や広場も整備予定であり、これまでの公園とは趣が大幅に変更され、観光客や御堂筋を通行する人の憩いの場に再整備される予定である。
 - ・ 再整備に伴い、現在の堂島公園内喫煙所を、令和4年8月を目途に、開放型から閉鎖型に変更する予定である。
 - ・ 中之島周辺については、文化・集客ゾーンである中之島の魅力をさらに高めるため、堂島公園の一部及び周辺地域を路上喫煙禁止地区に指定する。
- 喫煙設備について
- ・ これまでの委員会での答申においても、新たに禁止地区を指定する際は、喫煙設備を設置するよう提言を受けているが、堂島公園内については既存の開放型喫煙所を閉鎖型喫煙所にする事で、周囲を通行する人に迷惑を及ぼすことのない施設として再整備する。

4 路上喫煙禁止地区エリア図（案）



5 今後のスケジュールについて（予定）

